

第 12 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 6 年 12 月 16 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第12回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年12月16日（月） 午後2時から午後2時53分まで
- 2 開催場所 秋田市役所 6-A会議室
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 19人

1番 齊藤善彦	2番 佐々木吉秋
3番 鈴木昇	4番 白岩勝
5番 関正美	6番 相場堅一
7番 加藤淳	8番 武藤真作
9番 星容子	10番 伊藤洋文
11番 三浦宏和	12番 柴田ますみ
13番 佐々木和昭	14番 加賀屋慎一
15番 鎌田悦雄	16番 佐々木繁明
17番 藤田修	18番 佐々木英久
19番 佐藤きよ子	
- 5 欠席農業委員
なし
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期決定
 - 第3 会務報告
 - 第4 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
 - 第5 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
 - 第6 議案第52号 農用地利用集積計画（令和6年度第9号計画）に関する件
 - 第7 議案第53号 非農地証明申請に関する件
 - 第8 議案第54号 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件
- 7 事務局職員

事務局長	佐々木嘉文	参事	熊谷勝
副参事	伊藤弘	副参事	住谷真人
副参事	稲葉隆	主席主査	山本郷史
主査	幸野善寿	主任	佐藤知拡
- 8 書記
主席主査 山本郷史
- 9 議事録署名委員

18番 佐々木英久	19番 佐藤きよ子
-----------	-----------

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	ただいまから、令和6年第12回農業委員会総会を開会いたします。 本日、委員定数19名中、19名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第12回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がございますので、18番佐々木英久委員と19番佐藤きよ子委員にお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いします。
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
18番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告2の「令和6年度秋田市園芸振興センター研修生・秋田市農業委員会意見交換会」について、12番柴田ますみ委員より報告をお願いします。
12番柴田ますみ委員	【会務報告2の報告】
議長	次に、会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第104回常設審議委員会」について、私から報告します。 【会務報告3の報告】 次に、会務報告4の「令和6年度農業者年金加入推進セミナー」から会務報告6の「令和6年度全国農業委員会会長代表者集会」について、事務

議 長	局より報告をお願いします。
事 務 局 (佐藤主任)	【会務報告4から6までの報告】
議 長	次に、会務報告7の「パソコン農業簿記講習会」について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局 (伊藤副参事)	【会務報告7の報告】
議 長	次に、会務報告8の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告14の「現況地目照会に係る回答について」までの7件について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局 (住谷副参事)	【会務報告8から14までの報告】
議 長	以上で、会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、次の議案に移ります。 はじめに日程第4、議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、7件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (稲葉副参事)	議案書1ページから7ページの7件について説明いたします。 番号1。譲受人は、 。譲渡人は、 。 土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 譲受人は昭和56年に申請地に所有権移転の仮登記を設定し、耕作してきましたが、このたび本登記を行うため申請に至ったものです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 農作業常時従事について、譲受人は年間230日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 次の番号2および3については、同じ譲受人へ贈与する案件のため、一括して説明いたします。 譲受人は、 。譲渡人は、 および 。 土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 譲渡人の2名はきょうだいであり、両名とも申請地を相続しましたが、農業経験がなく処分を希望しており、譲受人へ贈与を行うこととなったものです。 譲受人は農業の経験がほとんどありませんが、農家である親類から助言を受け、所有している農機具で今年申請地の管理を行っており、適切に管理されていることを確認しております。 なお、譲受人の耕作面積は0平方メートルですが、農地取得を機に農業

事務局
(稲葉副参事)

経営を行うものではないことから、新規参入者に対する指導要綱第3条第2項各号に該当しないため、新規参入審査会の対象外としております。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は畑作業にかかる農業機械を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

農作業常時従事について、譲受人は年間180日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号4。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。

土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

譲渡人は市外在住であり、申請地の隣接地を所有している弟へ、譲渡人が所有する農地を贈与しようとするものです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は畑作業にかかる農業機械を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

農作業常時従事について、譲受人は年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号5。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。

土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

譲渡人は申請地に貸借権を設定し、耕作を依頼していましたが、借受人から返還を受けたことから、実家に返したいとの意向により、譲受人に贈与しようとするものです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

農作業常時従事について、譲受人は年間160日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号6。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。

土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

譲受人は、弟である譲渡人所有の農地を耕作しており、これらの農地を譲受人に贈与したいとの譲渡人の意向から、申請に至ったものです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

農作業常時従事について、譲受人は年間210日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号7。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。

土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

譲渡人は労力不足により経営縮小を進めており、申請地の近辺に所有農地があり経営規模の拡大を考えていた譲受人と売買を行うこととなったものです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

農作業常時従事について、譲受人は年間200日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

これら7件とも地域との調和要件について、譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われれます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

次に、現地調査の報告をしていただきます。

番号1について、現地を調査した10番伊藤洋文委員から報告をお願いし

議	長	ます。
10番伊藤洋文委員		10番伊藤です。私は、近隣の農地を耕作しており、現地を確認しましたが、何ら問題ないと思います。よろしくご審議をいただければと思います。
議	長	次に番号2と番号3について、現地を調査した鎌田重憲推進委員から報告を受けた18番佐々木英久委員から報告をお願いします。
18番佐々木英久委員		18番佐々木です。区域部会の報告でも触れましたが、鎌田重憲推進委員から報告を受け、問題ないとのことですので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議	長	次に番号4について、現地を調査した保坂正真推進委員から報告を受けた17番藤田修委員から報告をお願いします。
17番藤田修委員		17番藤田です。先日、保坂正真推進委員から連絡があり、特に問題ないとのことでしたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議	長	次に番号5について、現地を調査した鎌田一推進委員から報告を受けた私から報告いたします。 この件については、譲渡人は農業の経験がなく、耕作者から返還された農地を実家に戻したいとの意向から贈与するもので、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。 次に番号6について、現地を調査した伊藤由和推進委員から報告を受けた8番武藤真作委員から報告をお願いします。
8番武藤真作委員		8番武藤です。譲受人は農業を頑張っている方で、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議	長	次に番号7について、現地を調査した15番鎌田悦雄委員から報告をお願いします。
15番鎌田悦雄委員		15番鎌田です。譲渡人が売却を望んだことから、何度か現地を見ていますが、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
11番三浦宏和委員		はい。
議	長	11番三浦宏和委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員		11番三浦です。番号1は仮登記で仕方ないとして、番号6と番号7が経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画に該当しない理由を教えてください。
議	長	事務局、お願いします。

事務局 (稲葉副参事)	番号1はそのとおりで、仮登記によるものです。番号6は譲受人の意向によるものです。番号7は、地域計画が策定されており、経営基盤強化促進法の経過措置が使えないことによるものです。
議長	三浦委員、どうですか。
15番三浦和宏委員	わかりました。
議長	他にご質問はございませんか。
一 同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、7件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、7件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第51号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (稲葉副参事)	それでは、議案書の8ページをご覧ください。 番号1。借受人は[REDACTED]。貸出人は[REDACTED] [REDACTED]外1名。施設の概要は現場事務所、駐車場外への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、借受人は、県が発注する金足西部地区農地集積加速化基盤整備工事を受注し、現場事務所や駐車場等の設置が必要となったことから用地を探したものの、農地以外で適地が見つからなかったことから、施工場所に近い申請地を選定し一時転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農業振興地域内。農地区分は農用地区域内農地です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金。過去の転用実績はなし。工事着工および完了の期間は、許可日から令和7年3月28日まで。土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要です。 被害防除について、隣接に対する措置は緩衝地を設ける。排水計画において、汚水は仮設トイレ。生活雑排水はなし。雨水は自然流下です。 一時転用に対する復元計画は、事業終了後に仮設物や敷鉄板を撤去し、整地を行います。 現地は令和6年12月4日に確認しております。 説明は以上です。

議	長	次に、現地調査の報告をいたします。 番号1について、現地を調査した、鎌田一推進委員から報告を受けた私から報告をいたします。 ここは、私が耕作していた農地ですが、ほかに適当な場所がないとのこと。特に問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。 それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は県農業会議への諮問が不要な案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第51号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に日程第6、議案第52号、農用地利用集積計画（令和6年度第9号計画）に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (山本主席主査)		はじめに、所有権移転の7件について説明いたします。議案書は10ページから20ページまでです。 番号1。受け手は[REDACTED]。出し手は[REDACTED]。 土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。 これを含む合計7件となっており、売買が2件、贈与が5件となっています。 続きまして、利用権設定の9件について説明いたします。議案書は21ページから29ページまでです。 番号1。借り手は[REDACTED]。貸し手は[REDACTED]。 これを含む合計9件について、土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。 以上、令和6年度第9号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見等のある方はお願ひします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に移ります。 はじめに所有権移転について採決いたします。 こちらは議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決し

議	長	<p>ます。 所有権移転の番号1について採決します。 17番の藤田修委員の退席をお願いします。</p>
		<p>【17番 藤田修委員 退席】</p>
		<p>農用地利用集積計画、所有権移転の番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>異議なしの声がありましたので、所有権移転の番号1について、原案のとおり決定することにいたします。 17番の藤田修委員の着席をお願いします。</p>
		<p>【17番 藤田修委員 着席】</p>
		<p>次に議事参与案件であった番号1を除いた番号2から番号7までの案件につきまして、一括して採決を行います。</p>
		<p>これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>異議なしの声がありましたので、原案のとおり決定することにいたします。 続いて、農用地利用集積計画、利用権設定について一括して採決します。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	<p>異議なし。</p>
		<p>異議なしの声がありましたので、原案のとおり決定することにいたします。</p>
		<p>以上により、日程第6、議案第52号、農用地利用集積計画（令和6年度第9号計画）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。</p>
		<p>次に、日程第7、議案第53号、非農地証明申請に関する件、3件を上程します。</p>
		<p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (住谷副参事)		<p>それでは、議案について説明します。議案書の30ページから31ページをご覧ください。 番号1から番号3の3件について、 が計画する産業廃棄物最終処分場の建設予定地にかかる農地のため、一括して説明します。 申請人は、番号1が 、番号2が 、番号3が 。 土地の所在は、金足黒川 を含む合計9筆、登記地目、登記面積、現況、申請事由については、議案書に記載のとおりです。 非農地証明申請説明資料をご覧ください。</p>

事務局 (住谷副参事)	<p>1 ページには、申請地の位置図と現地写真、2 ページには、既に非農地証明済みの筆を含む処分場建設予定地の全体図と、そこから今回の申請地を拡大した地図を掲載しています。現地は令和6年12月4日に確認しております。</p> <p>番号1から番号3については、『農地法の運用について』の制定について第4の(4)のアに規定される「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」により、農地に該当しないと考えられます。</p> <p>説明は以上です。</p>	
議長	<p>番号1から番号3について、現地を調査したうちの一人である私から報告をいたします。</p> <p>事務局から説明があったように、■■■■が計画する産業廃棄物最終処分場の建設予定地にかかる農地です。後の場所は、第1区域部会でも現地確認を2回しています。特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をいただければと思います。</p> <p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>	
一	同	なし。
議長	同	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>非農地証明申請に関する件、3件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
一	同	異議なし。
議長	同	<p>異議なしの声がありましたので、日程第7、議案第53号、非農地証明申請に関する件、3件を原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第8、議案第54号、農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件、1件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (稲葉副参事)	<p>それでは、議案書の32ページをご覧ください。</p> <p>これは、農地法第5条許可の事業計画に変更が生じたため、その内容についてご審議いただくものです。</p> <p>番号1。借受人は、■■■■。貸出人は、■■■■。</p> <p>転用事業計画について、令和6年5月21日付け秋田市農委指令第19号により許可しております。</p> <p>変更内容について、転用事業の工事期間において、完了日を令和6年12月31日から令和7年3月31日に変更するものです。</p> <p>変更事由について、借受人は、県発注の蓬田地区災害関連緊急治山工事を受注し、農地転用許可を受け、本申請地に現場事務所を設置していましたが、工事の増工による工事期間の延長に伴い、転用事業の完了日を変更しようとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>	

議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件、1件を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、日程第8、議案第54号、農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件、1件を原案のとおり承認することに決定いたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
		(午後2時53分終了)